

第5章 地域組織との連携と包括的な高齢者対策 — 名張市の事例¹

第1節 地域の概要と取り上げた理由

本章では、三重県名張市を取り上げる。同市を取り上げる特徴（理由）は、以下の3点にある。

第1に、名張市役所が先進的な取組を行っていることである。同市役所は「地域人づくり事業」に応募した。第4章の愛媛県松山市の事例で述べたように、この事業は、各地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」によって、若者や女性、高齢者等の潜在能力を引き出し、雇用の拡大など、「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や家計所得の増大等、処遇改善に向けた取組を推進するものである²。

名張市役所は、産業部商工経済室を窓口にして、上記の事業に応募した。同事業の採択を受けて、同市役所では、いくつかの事業が展開された。なかでも特徴的なのは、福祉子ども部医療福祉総務室から社会福祉法人 名張市社会福祉協議会（以下、名張市社協とする）に委託された「ボランティア活動促進事業」である。この事業のなかで、社会福祉協議会は、コーディネーター4名を配置し、コーディネーターの育成を行うとともに、要介護高齢者の日常の課題の解決を図ることとした。社会福祉協議会は、地域の福祉活動を支援する組織であるから、同市はこの事業委託を通じて、高齢者の就労や人材育成に止まらず、福祉政策を絡めた包括的な高齢者対策を実施しようとしたと考えられる。この点が同市の1つの特徴であり、先進的な取組を行っていると考えられる根拠である。

第2に、名張市が、大阪府を中心とする関西圏で働く人のベッドタウンと位置付けられることである。名張市は、1970年代半ばから住宅開発を進め、大阪方面からの移住者を受け入れてきた。その結果、同市の人口は3万人強から8万人程度に増加した（図表5-1-1）。しかしこの事が同市に特有の問題をもたらした。同市に移住してきた市民が高齢化したために、高齢化率が急激に上昇したのである。2008年6月1日時点では、同市の高齢化率は20%程度であったが、2013年6月1日は25.2%、2016年6月1日は29.0%であった。8年間で約1%ずつ上昇した計算になる。さらに移住者世代には、「（現役のうちに関西圏に通勤するが）定年後は地元で働きたい」と考える人が含まれるため、名張市役所は、急激な高齢化に対応する中で、高齢者層の就労ニーズにどう対応するかが求められている。それへの対

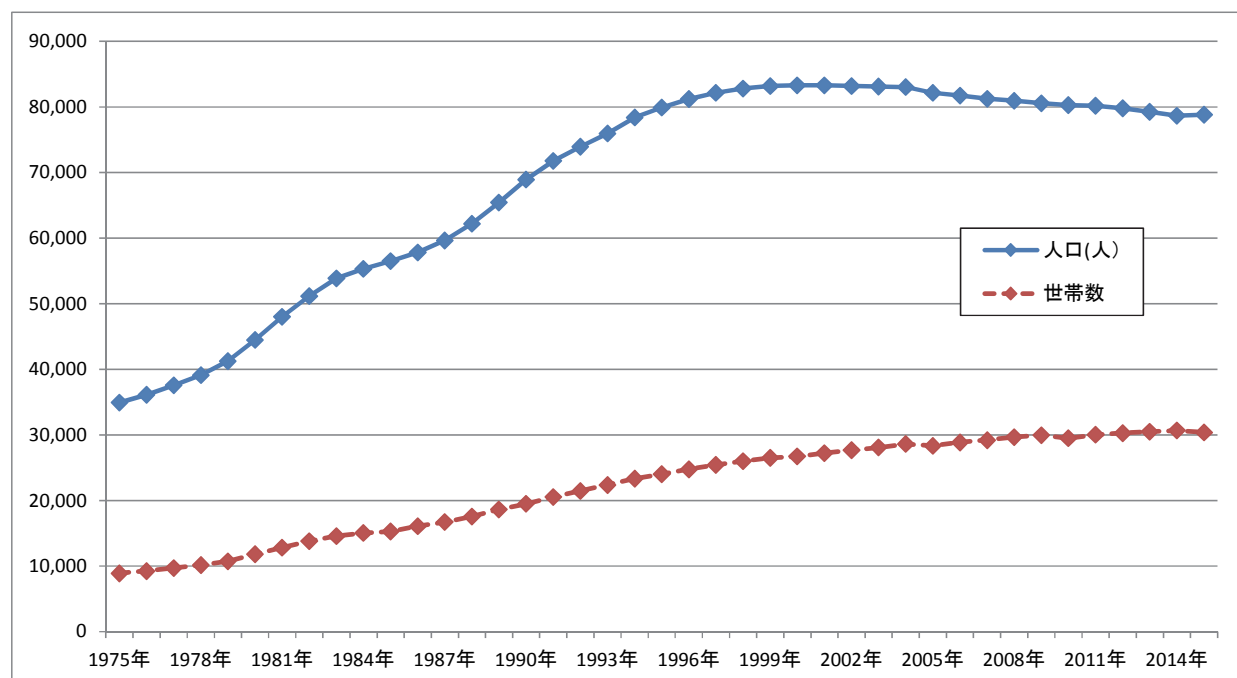
¹ 名張市役所の調査は、2016年7月4日に実施した。同日の10:00~12:00までは、名張市役所にて、名張市産業部商工経済室と同福祉子ども部医療福祉総務室の調査を行った。応対者は、野口泰弘氏（商工経済室室長）と田中克広氏（医療総務室室長）である。その後、総合福祉センター「ゆめりあ」にて、13:30~15:30までは、公益社団法人 名張市シルバー人材センターの調査を、15:30~17:00までは、社会福祉法人 名張市社会福祉協議会の調査を実施した。シルバー人材センターの応対者は、中野栄蔵氏（事務局長）と小林良行氏（高齢者地域就業促進員）、社会福祉協議会の応対者は福井浩司氏（事務局次長）である。調査は全て前浦1人で実施した。大変お忙しい中、調査に協力くださった皆様に記して謝意を表す。なお本章における全ての誤りは前浦に帰する。

² 厚生労働省 HP より。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000045611.pdf>

応は、高齢化の進展という問題に直面するであろう、多くの地方公共団体の参考になるはずである。

図表5-1-1 名張市の人口と世帯数の推移



出所：名張市役所 HP より。

第3に、公益社団法人 名張市シルバー人材センターの現状である。同センターによると、シルバー人材センターに対するニーズは高いものの、それに応えるだけの会員数が揃っていない現状にあるという。そのため会員数を増やすことは、他のシルバー人材センターと同じく、喫緊の課題となっている。その課題への対応は、同様の課題を抱える地方公共団体やシルバー人材センターの参考になると考えられる。

上記から、本章では名張市を取り上げる。インタビュー調査では、行政機関である名張市役所と実際に事業を行う諸機関の協力を得た。行政機関とは、名張市産業部商工経済室（以下、商工経済室）と同福祉子ども部医療福祉総務室（以下、医療福祉総務室）であり、諸機関とは、高齢者就業を所管する公益社団法人 名張市シルバー人材センター³（以下、名張市シルバー人材センター）と社会福祉法人 名張市社会福祉協議会（以下、名張市社協）である。

調査項目は、地域人づくり事業での取組、高齢者の就労等に対する独自の取組、予算、事業の成果等である。本章の分析は、特に断らない限り、上記の組織や部署を対象に実施したインタビュー調査と提供資料に基づく。

³ 本章では、就労と就業という言葉が混在する。シルバー人材センターの節については、就業という言葉を用いるが、資料からの引用箇所とその説明に関する箇所では、就労という言葉を用いることがある。

第2節 名張市の概要

名張市は三重県のほぼ中央に位置する（図表5-2-1）。同市は奈良県（地図の左側は奈良県）に隣接している。また同市内には近畿日本鉄道が走っており、大阪府を中心に関西圏へのアクセスが良い。こうした立地や交通事情から、名張市は関西圏とのつながりが深く、そのベッドタウンとして発展してきた。名張市の主たる産業は、製造業及び農業、サービス産業に限られると考えて良い。製造業では、市内にコクヨ株式会社やノーベル製菓株式会社の工場がある。また企業誘致をした結果、関西の私立大学系列の高専や運輸業を営む企業のコールセンターが置かれた。

図表5-2-1 名張市の地図



出所: 下記の Web サイトで作成した白地図を加工した。
『CraftMAP』<<http://www.craftmap.box-i.net/>>

もう1つ踏まえておくべきことがある。同市の財政状況が厳しいということである。1999年からの「平成の大合併」によって、多くの地方公共団体は少子高齢化への対応と地方分権への対応から、基礎自治体にふさわしい財政基盤の確立（手厚い財政措置：合併特例債の創設⁴や合併算定替の期間延長⁵）を目的として、積極的に合併を行ってきた⁶。同市は伊賀市を含めた近隣の地方公共団体との合併を計画していたが、住民投票を行った結果、合併は否決された。このため、名張市は限られた人材と予算を効率的に活用することで、様々な行政ニーズや課題に対応していかななくてはならなくなった。その名張市がたどり着いたのが、地域組織と連携することである。それが具現化されたのが「ゆめづくり地域予算制度」である。

⁴ 合算特例債とは、市町村の合併に伴い、特に必要とされる事業について、合併年度とこれに続く10ヵ年（2006年度～2015年度）に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものにもでも充てることのできる（充当率95%）ものであり、その元利償還金70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債のことである。<http://www.gappei-archive.soumu.go.jp/db/02ao/2-17oi/state/tokurei.pdf>.

⁵ 合併した市町村に交付する普通交付税は、合併とこれに続く5年度については、合併関係市町村がなお合併前の区域を持って存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定することとし、その後の5年度については、激変緩和期間とされた。http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/gapei_100607_2.pdf.

⁶ 総務省 HP 報道資料『「平成の合併」について』（平成22年3月）による。同資料によると、市町村の数は3,232（1999年3月31日）から1,730（2010年3月31日）まで減少した。
<http://www.gappei-archive.soumu.go.jp/heiseinogappei.pdf>.

第3節 行政の対応：名張市役所

1 地域ゆめづくり予算制度の概要

名張市役所は、2003年4月に、まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行う」ことを目指し、市民参加のもとに自律的、主体的なまちづくりの機運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、行政の支援として「ゆめづくり地域予算制度」を創設した。この予算は、従来の地域向けの補助金⁷を廃止し創設されたもので、住民の合意により実施するまちづくり事業であれば、使途自由で補助率や事業の限定のない「ゆめづくり交付金」として、15の地域組織に交付される。

これにより、地域組織の判断によって、その実情に合わせた予算活用が可能となった。したがって、この予算は、高齢者が活躍する多様な機会を提供することを含め、各地域で展開される様々な事業に充てられていると考えられる。

2 地域ゆめづくり予算制度創設の経緯

この制度が創設される契機となったのが、亀井市長の就任である⁸。それ以前は、市内のいくつかの地域において、地域住民による「まちづくり協議会」が結成され、自発的なまちづくり活動が行われ始めたが、その活動を支援する仕組みが整備されておらず、同協議会はあくまでも任意で結成された組織に過ぎなかった。

同市長の就任後の2003年に、市政一新プログラムが策定され、「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」が制定された。これにより、14地域（公民館単位）に「地域づくり委員会」が結成され、さらに従来の自発的なまちづくり活動をベースに、地域づくり委員会会長が相互に意見を交換する場として、後に取り上げる「地域づくり協議会」（地域づくり代表者会議）が結成された。

名張市役所は、その後も、地域組織との連携を深めていく。2004年には、市の総合計画である『理想郷プラン』を作成した。この計画は、2004年から2015年の12年間にわたる長期計画で、3年ごとに行政評価を行っていくことになっている。その基本方針には、「新しい公」が掲げられており、行政と市民がパートナーシップを取ることが述べられている⁹。さらに、「名張市自治基本条例」（2006年1月1日施行）と「名張市地域づくり組織条例」（2009年4月1日施行）に基づいて、自治のまちの実現を目指した。この結果、区長制度¹⁰の抜本的な見直しが行われ、各地域の組織内組織を基礎コミュニティ（区や自治会）と地区公民館

⁷ 廃止された補助金は、ふるさと振興事業補助金（まちづくり協議会分）、資源ごみ集団回収事業補助金、ゴミ集積場施設設置事業補助金、地区婦人会活動補助金、名張市青少年育成市民会議活動補助金、老人保健福祉週間事業（敬老の日等）である。

⁸ 「住民が自ら考え、自ら行う」というゆめづくりの基本理念は、現市長である亀井氏のアイデアである。合併の是非を問う住民投票の結果（合併否決）を受けて、この事業を進めてきたという。

⁹ 名張市（2004）『総合計画 2004～2015 理想郷プラン（概要版）』p.3より。

¹⁰ 区長制度とは、1956年に制定された制度である。この制度の下では、市長が区長を委嘱し、区長個人に委託料が支払われる。この制度の廃止により、区長に支払う委託料が不要となったため、名張市役所は、この費用を後述するコミュニティ活動費の一部に充てることとした。

を単位とする現在の地域づくり組織に整理した。

2011年には15の地域組織が「地域ビジョン」（自分たちが住む街の将来計画）を作成した。これらのビジョンは、上記の総合計画の中に「地域別計画編」として位置付けられたが、その過程で、地域だけでは解決できない課題が浮き彫りになった。そこで、2013年度からは「ゆめづくり協働事業提案制度」に基づいて、提案として出された協働事業を地域組織と行政が協働で取り組み、解決していくこととなった。

こうした形で、名張市役所は15の地域組織と連携を深め、かつ各組織に予算と権限を移譲することで、市民参加を促し、自律的・主体的に街づくりに取り組んできた。

3 交付金と地域づくり組織の概要

「ゆめづくり交付金」は、図表5-3-1の通り、基本額、加算額（コミュニティ活動費）、事務局経費、地域事務費で構成される。基本額は人口割と均等割で構成される。加算額は、地区代表者協力事務費と地区活動費で構成される。事務局経費は30万円を基本とし、一部の地域については加算される。2012年度からは、地域事務費が設けられた。

図表5-3-1 地域交付金の積算根拠(平成27年度)

基本額	人口割	$3,500 \text{ 万円} \times 70\% \times \text{地域人口} \div \text{市人口}$
	均等割	$3,500 \text{ 万円} \times 30\% \div 15$
加算額 (コミュニティ活動費)	地区代表者協力事務費	$72,000 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティ数}(174)$
	地区活動費	$25,000 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティ数}(174)$ $200 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティの人口}$
事務局経費 (特別交付金)	1地域30万円 〔但し、国津地域:50万円、 薦原地域、錦生地域、箕曲地域:各40万円〕	
地域事務費	基本額1,500千円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額 (平成24年度から)	

出所:名張市地域部(2015)『名張市ゆめづくり地域予算制度 平成27年度版』p.2より。

実際に、各地域組織に支給された交付金の金額は、図表5-3-2の通りである。図表の左側には地域づくり組織がある。各組織には、市街地なのか、農村部なのか、住宅地なのか、それともこれらが混在するのか等の特徴がある。

交付金額が多い地域をみると、地区内人口が多く、基礎的コミュニティ係数が大きいことがわかる。ただし2つの数値が高くない地域にも、1,000万円程度の交付金が支給されており、交付金額の格差はそれほど大きくはない。

図表5-3-2 地域づくり組織の概要(平成27年度)

地域づくり組織	地域の特徴	地区内人口 (人)	基礎的コミュニ ティ係数	総計 (金額単位:円)
名張地区 まちづくり推進協議会	市の中心市街地	6,354	19	18,647,120
中央ゆめづくり協議会	市役所を含む新市街地	2,546	10	9,040,640
蔵持地区 まちづくり委員会	農村部と住宅団地	3,571	6	10,971,360
川西・梅が丘 地域づくり委員会	住宅団地と農山村部	7,144	15	14,690,120
薦原地域づくり委員会	農山村部と住宅団地	2,090	8	10,205,000
美旗まちづくり委員会	農村部と住宅団地	8,330	21	22,483,240
ひなち地域 ゆめづくり委員会	農村部と住宅団地	4,992	6	13,991,320
すずらん台 町づくり協議会	住宅団地	3,756	4	12,770,880
つつじが丘・春日丘 自治協議会	住宅団地	11,219	12	19,824,120
錦生自治協議会	農山村部(一部住宅団地)	1,815	11	10,369,720
赤目まちづくり委員会	農村部と住宅団地	3,925	10	11,363,560
箕曲地域づくり委員会	農山村部(一部住宅団地)と 沿道商業地	2,961	5	9,766,200
青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	住宅団地と農産村部	7,652	14	16,429,600
国津地区 地域づくり委員会	農山村部	704	9	8,588,080
桔梗が丘 自治連合協議会	住宅団地	13,946	24	27,831,520
合 計		81,005	174	216,972,480

出所:名張市地域部(2015)『名張市ゆめづくり地域予算制度 平成27年度版』p.12より。

注. 2015年1月1日現在の住民基本台帳による。

4 地域づくり代表者会議

地域づくり代表者会議は、地域づくりの組織相互の連携を図るため、15の地域づくり組織の代表者で構成する会議である。同会議は、①地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関する事、②地域づくり組織の活動に関する報告会を行うこと、③地域づくり組織に及び基礎的コミュニティの課題解決に関する事、④市との連絡調整に関する活動を行っている。

図表5-3-3 地域づくり代表者会議の活動内容(平成26年度)

月 日	活 動 内 容
5月30日	第1回 地域づくり代表者会議 ・役員の選出 ・各種資金募集の協力依頼等
8月5日	第2回 地域づくり代表者会議 ・公民館の活用促進について ・地域づくり団体全国研修交流会三重大会名張市分科会について 等
10月28日	地域づくり代表者と市議会議員との懇談会 ・議題「地域づくり組織に期待すること」
	第3回 地域づくり代表者会議 ・地域づくり代表者会議の開催方針について ・名張市総合防災訓練について 等
12月17日	第4回 地域づくり代表者会議 ・公民館(市民センター)指定管理者協定書締結について ・空き家対策について 等
1月20日	地域づくり代表者会議新春懇談会 ・市長、市議会議員、名張警察署長との懇談
2月5日～6日	第5回 地域づくり代表者会議 ・地域事務員について ・平成27年度 広報なばり発行回数等の見直しについて
2月27日	地域づくり代表者会議先進地視察 ・滋賀県長浜市: 中心市街地におけるまちづくり取り組み ・京都府長岡市: 自治会組織における課題に対する取り組み及びセーフコミュニティについての取り組み
3月8日	地域づくり代表者会議 実践交流会 ・ゆめづくり協働事業の事例発表(4地域)

出所:名張市地域部(2015)『名張市ゆめづくり地域予算制度 平成27年度版』p.10より。

その会議の活動内容は、上記図表5-3-3の通りである。定例的な会議として、地域づくり代表者会議があり、2ヵ月に1回の頻度で開催される。この他、名張市議会との懇談会、新春懇談会、実践交流会、視察研修等の活動が行われる。名張市議会との懇談会は、市議会

定例会の終了後に、年3～4回開催される。新春懇談会では、1月に市長、議長、警察署長との懇談が行われる。実践交流会は、2月に開催されるもので、各地域から5～10人が参加し、交流や意見交換を行う。視察研修は11月に実施されるもので、先進地を訪問し、事例研究や意見交換を行っている。地域づくり代表者会議は、他の地域組織との連携を深めるだけでなく、広く行政関係者とコミュニケーションを図る場でもある。

第4節 名張市シルバー人材センター

1 組織概要

名張市シルバー人材センターは、四日市市、松坂市、津市に次いで、三重県下で4番目に設置された。同センターは、理事16人、監事2人、事務局職員11人（事務局長1人、正規職員4人、臨時職員1人、嘱託職員¹¹5人）で構成される。さらに同センター内には、安全・適正就業員会、適正就業調整委員会、介護、福祉・家事援助委員会、独自事業検討委員会、剪定枝葉等再開発推進委員会、会報編集委員会の6つの委員会が置かれている。安全・適正就業委員会と適正就業調整委員会は年2回以上の開催、その他は必要に応じて開催される。いずれのも理事2～3人、会員3～7人で構成される。

この他、中学校区に地域組織（基幹班）、小学校区21地区に地域班、職域単位で剪定班（6班）、除草班（4班）、福祉・家事援助サービス班（5班）、企業班（7班）が置かれている（図表5-4-1）。

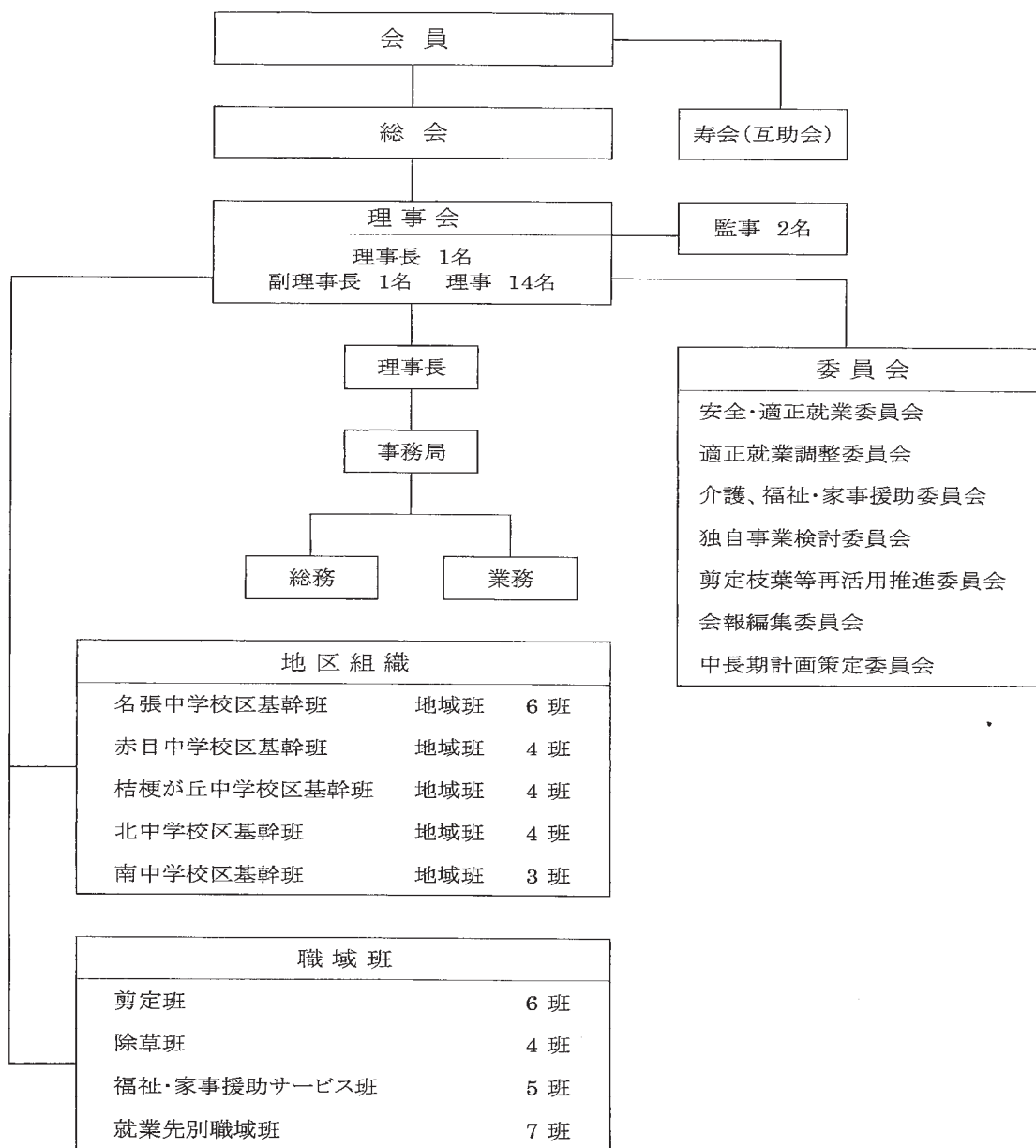
2 事業内容と実績

名張市シルバー人材センターの主な事業を見ておこう。2016年度の『定時総会議案書』によると、同センターの主要事業として、①安全就業の推進、②適正就業の推進、③就業開拓・会員拡大の推進、④福祉・家事援助サービスの推進、⑤剪定枝葉等再活用事業の推進、⑥補助事業の推進、⑦独自事業の推進、⑧シルバー事業の普及啓発の推進、⑨委員会活動の推進が記されている。

2011年度から2015年度の事業実績を見たい。図表5-4-2には、受託件数、就業延日数、就業実人員、就業率、契約金額のデータを示している。これによると、受託件数、就業延日数、就業実人員、契約金額は増加傾向にある。就業率は低下傾向を示しているが、80%台を維持している。

¹¹ 安全推進員1人、就業機会創出員2人、高齢者地域就業促進員1人、再任用1人の5人である。

図表5-4-1 名張市シルバー人材センターの組織図



出所:公益社団法人 名張市シルバー人材センター『事業概要』p.5より。

図表5-4-2 年度別事業実績表(派遣・請負)

年度	受託件数(件)	就業延日数(日)	就業実人員(人)	就業率(%)	契約金額 (単位千円)
2011年度	5,589	105,235	770	86.1	446,042
2012年度	5,732	108,615	774	88.3	467,098
2013年度	5,854	109,481	755	86.4	472,435
2014年度	5,678	111,819	759	83.4	494,765
2015年度	5,817	115,768	783	85.5	514,374

出所:公益社団法人 名張市シルバー人材センター『平成 28 年度定時総会議案書』p.11より。

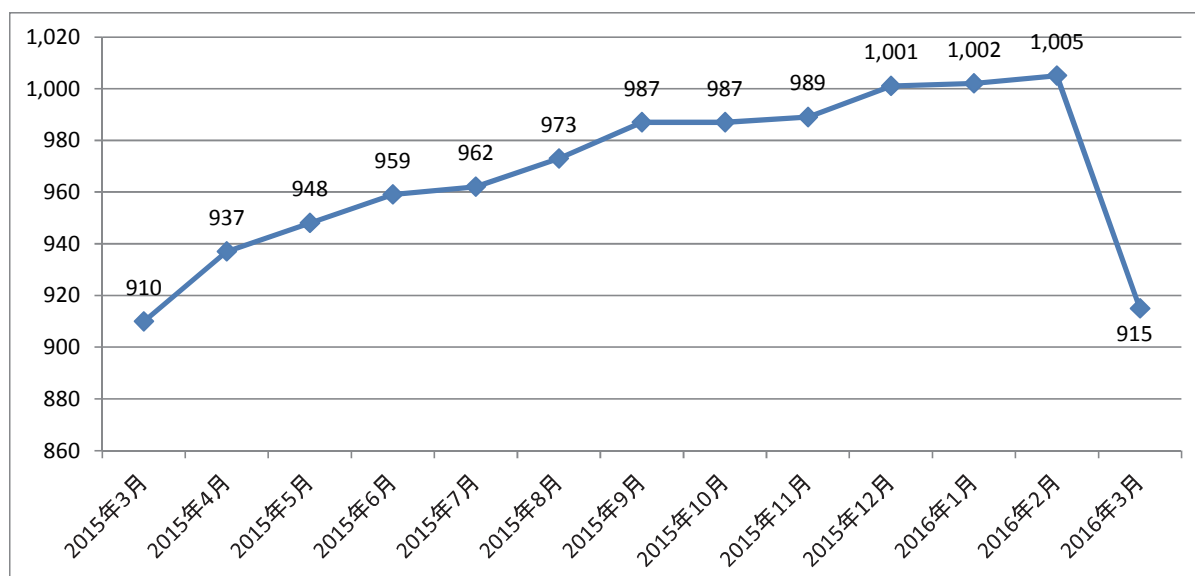
3 会員数の推移と就業状況

名張市シルバー人材センター設置当初の会員数は 183 人であったが、2015 年には 1,000 人を越えるまでに会員数が増加した。その推移をみると、2015 年 3 月の 915 人から増加し、同年 12 月から 2016 年 2 月にかけては、1,000 人を超えている（図表 5-4-3）。2016 年 3 月には 915 人にまで減少するが、同年 5 月末には 953 人に増加している。同シルバー人材センターの会員数は、更新時期である年度末に減少し、年度初めから年明けにかけて増加する傾向にある。

粗入会率（シルバー人材センターの会員数を市の 60 歳以上の人口で除して算出）を算出すると、同市は 3.23%になる。この率は全国平均にくらべ、非常に高いという。既述の通り、同市には団塊の世代を中心とした高齢者層が多いため、名張市シルバー人材センターは、会員を増やしやすい状況にあると言える。

ところで、上記の図表 5-4-2 によると、名張市シルバー人材センターの就業率は 85% 程度であるから、残りの 15%は未就業の会員となる。この会員は何をしているのだろうか。未就業の会員は、自分自身が病気になってしまったり、家族が病気になったため、介護をしなくてはならなくなってしまう等々の事情を抱えているという。同シルバー人材センターは、高齢者の就業を促進するための組織ではあるが、他方で「高齢者がいかに生きがいを見つけていくか」という点を重視しており、全ての会員が働く必要はないと考えている。同センターには、互助会（寿会：入会金は 1,000 円、年会費は配分金の 1%：2,000 円）があり、囲碁、ゴルフ、卓球、パソコン、園芸、手芸、カラオケ、散歩等のクラブ活動を助成しているほか、年 2 回の旅行を企画している。未就業の会員のなかには、これらを楽しみにしている人がいるという。

図表 5-4-3 会員入退会の状況(人)



出所：公益社団法人 名張市シルバー人材センター『平成 28 年度定時総会議案書』p.10 より。

注．データは 2016 年度 3 月 31 日現在のものである。

話を高齢者就業に戻そう。会員全体の85%を占める就業者は、どのような仕事についているのだろうか。便宜上、会員数を1,000人と仮定すると、約850人の高齢者が就業している計算になる。そのうち、およそ450人が事業所¹²に勤務し、約150人が家事援助サービス（福祉施設や個人宅で食事の世話、掃除、買物等）に従事している。残りの会員は、除草作業や剪定作業等に従事している。

会員の平均年齢は、男性が70.6歳（最高齢は89歳）、女性が71.0歳（最高齢は91歳）である。入会者の年齢層が65歳以降になってきているため、全体の平均年齢は上昇しつつある。名張市シルバー人材センターによると、5年前は会員の平均年齢は69歳くらいであったが、現在は71歳になっているという。

会員の高齢化は、名張市シルバー人材センターの大きな課題となっている。市内に事業所を構える企業には、高齢者雇用は70歳までというルールを設定しているところが多いため、70歳以上の会員の雇用機会をどのように確保するのかが1つの課題となっている。さらに言えば、下記の発言の通り、シルバー人材に対するニーズは大きいものの、そのニーズを満たすだけの会員数が揃っていない現状にある。なおこの2つの問題については、後述する地域人づくり事業において、詳しく取り上げる。

「7・8年ぐらい前までは、（依頼よりも）会員の方が多くて、就業開拓をしていかないといけない状況だったんです。ところが今は就業開拓の必要はほとんどないんです。というのは、今の現行の会員さんの数では足りないんです。以前は会員さんによく叱られたものです。『シルバー入っても仕事ないじゃないか』と。ところが今では逆に私どもへの依頼主の方が多くて、行かせて頂く会員がいないのです。」

4 行政への要望

名張市は、「平成の合併」の際に、近隣市町村と合併をしなかったこともあり、財政状況は厳しいという。そのこともあって、近年、補助金が削減傾向にある。財政基盤の弱いシルバー人材センターにとって、補助金の削減は大きな痛手となる。しかも補助金の用途は限定されており、シルバー人材センターの裁量で決定することはできない。その結果、シルバー人材センターの実情に応じた使い方ができない側面が出てくる。このことが行政への要望として出された。

具体的な例をあげよう。名張市シルバー人材センターでは、休耕田を有効活用するために、休耕田を借上げて農作物を生産し、同シルバー人材センターを通じて販売するという事業を立ち上げた。この事業は、地域ニーズ対策事業の一環で行われ、2014年度から2016年度の3年計画で行われている。補助金は、国と名張市から200万円ずつが支給されている。国からの補助金は名張市の補助金額と同額になる。

¹² 会員が就業する事業所には、企業、スーパー、ホテル等がある。

名張市のシルバー人材センターは、継続的な事業化を見据えて、補助金が支給される間に、可能な限り、初期投資として、特に設備投資を行いたいと考えていたが、下記の通り、それが認められるのは初年度だけであった。この結果、同シルバー人材センターの取組の実態に合わせて活用するのではなく、補助金を活用する際の制約によって、その取組を停滞させかねない側面が生じたのである。

「例えば、テント1つ買いたいと。テントは良いということで、テントは購入させてもらいましたが、その他の備品等はほとんどが対象外ですと。3年の事業で終わってしまうんだったらいいですよ。しかし私どもはその3年だけを目指してやっているわけではなく、独自事業の延長ということでやっていきたいと。そういった意味合いでは、本事業を恒久的なものにしたい。(これに携わる)会員さんが10人だったら10人が就業できるような形にしたい。当然ながら、補助期間は3年しかありませんから、特に初期経費に充てたい。そのためハウスを建てたり、こういう経費に充てたいという思いがあるわけです。ところが(そういう設備投資は)初年度だけの100万だけです。あとは駄目ですと。」

第5節 地域人づくり事業

1 事業の概要

地域人づくり事業は、2014～2015年度にかけて実施された。この2年間で6つの事業が行われ、それぞれの事業で人材を育成し、就業につなげることが目的とされる。序章の第1節において説明したように、2016年3月の高齢者雇用安定法の改正により、高齢者の就業機会確保に関する連絡協議会を設置できるようになったが、既述の通り、名張市は地域組織と協働してきたため、連絡協議会を設置していない。

2014年度には、ボランティア活動等促進事業と結婚支援活動コーディネーター事業の2つが実施された。前者の所管室は、健康福祉政策室(現:医療福祉総務室)である。委託先は名張市社会福祉協議会である。後者は、子ども家庭室が所管する事業であり、委託先はNPO法人あぐりの杜である。

2014～2015年度にかけて実施された事業は、建築従事者人材育成事業(所管室は営繕住宅室、委託先は名張建築協会)、地場産業雇用推進・人材育成事業(所管室は商工経済室、委託先は8事業所(公募))、高齢者地域就業促進事業(所管室は商工経済室、委託先は名張市シルバー人材センター)、観光商品開発事業(所管室は観光交流室、委託先は名張市観光協会)の4つである(図表5-5-1)。

図表5-5-1 地域人づくり事業(平成26~27年度)

事業名	実施年度	所管室	人材育成内容	委託先
ボランティア活動等促進事業	H26	健康福祉政策室	ボランティアコーディネーターを養成、継続雇用し、ボランティアの発掘・育成やその活動支援を行うことにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、既存の公的サービスでは対応できない要介護高齢者等の日常生活上の課題の解決を図る。	名張市社会福祉協議会
結婚支援活動コーディネーター事業		子ども家庭室	結婚を希望する男女に対する相談支援を行い、当事者のニーズを把握し、分析を行うとともに、結婚を希望する者の出会いの場に関する企画立案及び運営を行う人材である結婚支援活動コーディネーターを養成する。	NPO 法人 あぐりの杜
建築従事者人材育成事業	H26・H27	営繕住宅室	名張建設協会への業務委託を行うことにより、建築業界に求められる人材の育成と雇用の拡大を図る。	名張建設協会
地場産業雇用推進・人材育成事業		商工経済室	地場産業にかかる雇用、人材育成を支援するため、地域内の事業主が求職者を雇用し、必要な人材育成を行ったのち、正規雇用につなげる。	8事業所 (公募)
高齢者地域就業促進事業		商工経済室	シルバー人材センターにおいて、地域の求職者のうち事業ノウハウを有する者等を雇用し、事業所訪問等により就業機会を確保し、地域の高齢者の就業につなげる。	名張市シルバー人材センター
観光商品開発事業		観光交流室	観光商品の開発に向けて必要なスキル習得のための講習訓練の実施を行い、正規雇用につなげる。	名張市観光協会

出所:名張市役所配布資料より。

注. 応募した8事業所は、農産物や食品の生産・加工・生産管理、医療・介護、店舗管理、工程管理・人員管理等を行っている。

2 高齢者地域就業促進事業

ここでは、地域人づくり事業の具体例として、高齢者地域就業促進事業を取り上げる。この事業を取り上げるのは、同事業が高齢者の就業を促進するものであり、本調査の趣旨に最も合致すると考えられるからである。

シルバー人材センターは、この事業を行うにあたり、コーディネーター1人を採用した。コーディネーターの役割は、①会員数を増やすこと、②70歳以上の高齢者の就業機会を拡大することである。コーディネーターが担う役割は、シルバー人材センターが抱える課題を解

決することである。コーディネーターの小林氏¹³は、近畿日本鉄道株式会社に勤務し、広報を担当していた人物である。利用客からの意見や要望、クレームの対応を担当していた。定年（60歳）で退職し、再雇用で同社や関連会社に勤務していた。その経験が評価され、彼はコーディネーターとして採用された。

名張市シルバー人材センターが、地域人づくり事業に取り組んだのには理由がある。下記の通り、同センターはもともと課題解決のための人材が必要だと考えていたが、その人材を雇う財政的余裕がなかった。特に補助金の場合、予算の使い道が限定されており、人件費に充てることができない。これに対し、地域人づくり事業では、予算を人件費に使うことができたため、コーディネーターを雇うことができた。名張市シルバー人材センターにとって、地域人づくり事業の採択は非常に大きな意味があった。

「・・・(中略)・・・実際、私どもの事業の業務として必要な人員がもともとあったわけですね。それが財政的な問題で人が雇えなかったと。ところが直接的にこの仕事をして頂く小林さんを雇うことができた。その人件費のほとんどは補助金でみる事ができると。これは非常にありがたかったです。この補助金がなかったら、この仕事をしてもらいたい人を雇用したくてもできなかったわけですね、財政的に厳しいです。」(下線は筆者)

(1) コーディネーターの役割

名張市シルバー人材センターは、会員数を増やすために、月1回（第3火曜日）に入会説明会を開催してきた。その会場は、同シルバー人材センターの事務所のある総合福祉センターであった。名張市シルバー人材センターは、参加者が来るのを「待つ」姿勢を採っていた。

しかし、それでは説明会への参加者を増やし、会員の増加は見込めないことから、2014年度から出張入会説明会を5回開催している。開催場所は、大きな団地のある地区である。「待ち」の姿勢から、「攻め」の姿勢への転換である。

ただ、「攻め」の姿勢に転換したとしても、参加者が増えるとは限らない。参加者を増やすためには、周知が必要である。そこで大きな団地を中心に、チラシを1枚ずつ配るとともに、回覧を回すことをした。このような努力の結果、最初の入会説明会には、80人ほどが参加した。そして、参加者の3割程度（20人程度）が同シルバー人材センターに入会した。また小林氏は、高齢者の就業先の開拓にも従事し、5社12人の新規採用の開拓に成功した。

「(チラシを)団地に1枚ずつ、配るんですよ。これを見て来られる方がいるんです。それで何遍も、例えばすずらん台の市民センター行って、高齢者の方はいないかと。お茶を飲んで、『こういうことやりますけど、来てください』、『話だけ聞いてください』という形で。センターへ足運びました。そうしないとなかなか来てくれません。」

¹³ 小林氏は、高齢者地域就業促進事業が終了した現在でも、嘱託という雇用形態で、名張市シルバー人材センターに勤務している。小林氏は、同シルバー人材センターにとって、貴重な存在だと言える。

(2) 70 歳以上の高齢者の就業機会の確保

高齢者地域就業促進事業は、2015 年度に限った事業である。そのため、コーディネーター小林氏の雇用をどのように確保するのかという問題が残された。名張市シルバー人材センターは、独自に財源を獲得しなくてはならなくなった。その財源は名張市からの業務委託で確保した。

その業務は、月 2 回に発行される広報誌を全戸に配布することである。名張市役所は、その業務を民間業者に委託しようとしたが、応札がなかったという。業者からすると、作業が大変な（全戸に配布）割りに、実入りが少ないという事情があったと考えられる。市の広報誌である以上、全戸に確実に配布しなくてはならないが、そのためには、一定の人員を確保しなくてはならない。それにも関わらず、広報誌配布の平均単価は、1 枚 11 円である¹⁴。名張市の世帯数は約 3 万 2,000 世帯であるから、委託費は 35 万円（32,000 世帯×11 円＝352,000 円）程度にしかならない。その業務の依頼が、名張市役所から名張市シルバー人材センターに来たのである。

「(広報誌を) 今まで郵送をしていたんですけども、郵送料も非常に高くつく。市の広報の担当者から話がありました。『シルバーさん、何とかならないか』というお話で。私どもは飛びつきました。『これは(作業をする人間の)年齢関係ないよ』ということ。」

上記の通り、偶然ではあるとはいえ、名張市役所から広報誌の配布事業の委託を受けたことは、小林氏の雇用延長につながっただけでなく、70 歳以上の会員の就業機会の確保につながった。名張市シルバー人材センターは、各地域に住む高齢者の割り当てを決め、広報誌の配布体制を整備した。またこの事業を受注し、実績を積み重ねた結果、広報誌の配布以外にも、配布作業の依頼が同シルバー人材センターに来るようになった。

もう 1 つ、70 歳以上の就業機会の確保策がある。それは、70 歳以上の高齢者で除草班を編成することである。名張市シルバー人材センターは、5 つの中学校を中心に 5 つの地域にわけ、各地区から依頼を受けると、同じ地区内の班に作業をお願いする体制を採っている。しかし夏の時期は、庭の除草作業に対するニーズが多くなり、それに対応しきれず断っているという。そこで 70 歳以上の高齢者で除草班を編成することで、そのニーズに応えるとともに、就業機会を確保しようとしている。

3 事業全体の成果

地域人づくり事業の成果をみたい。この事業を通じて、22 人の雇用が生み出された。その内訳は、ボランティア活動等促進事業で 4 人、結婚支援活動コーディネーター事業で 2 人、

¹⁴ 広報誌の配布の単価は 11 円であるが、これはあくまでも平均単価である。地域によって、配布枚数や配布の仕方（徒歩、車使用等）が異なるため、地域別に 9 円、12 円、15 円と単価が設定される。

建築従事者人材育成事業で3人、地場産業雇用推進・人材育成事業で12人、高齢者地域就業促進事業で1人、観光商品開発事業で1人である（図表5-5-2）。なお高齢者地域就業促進事業にある括弧内の数値は、同事業の結果、新たに生み出された雇用者数である。

図表5-5-2 地域人づくり事業の成果

事業名	事業期間	雇用人数	H26	H27	合計 (単位:円)
			実績	予算	
ボランティア活動等促進事業	H26年4月1日～ H27年3月31日	4人	5,600,000	—	5,600,000
結婚支援活動コーディネーター事業	H26年8月13日～ H27年3月31日	2人	4,310,000	—	4,310,000
建築従事者人材育成事業	H26年7月1日～ H27年8月3日	2人	4,235,804	4,150,000	8,385,804
地場産業雇用推進・人材育成事業	H26年9月1日～ H27年8月31日	12人	20,835,893	20,530,000	41,365,893
高齢者地域就業促進事業	H26年7月1日～ H27年6月30日	1人(44人)	4,125,000	1,375,000	5,500,000
観光商品開発事業	H26年7月1日～ H27年7月31日	1人	3,326,400	1,650,000	4,976,400
計		22人(44人)	42,433,097	27,705,000	65,161,697

出所:図表5-5-1に同じ。

注. 括弧内の数値は、高齢者地域就業促進事業を通じて最終的に雇用された人の人数である。

第6節 名張市社会福祉協議会

名張市社協は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられている。2016年現在、名張市社協は156人体制（うち登録・嘱託職員を含む）であった。

本章において、名張市社協を取り上げるのには理由がある。同協議会は、地域福祉の推進を図る団体でありながら、地域の雇用を推進することを最終目標とする地域人づくり事業の委託を受けたからである。その背景には、生涯現役社会を構築するために、高齢者の就業や健康づくりを含め（健康でなければ働けない、介護予防にもなる）、包括的なケアシステムを進めたいという狙いからである。

こうした経緯から、事業の委託先として、名張市社協が選ばれた。同協議会は、同事業の一環として実施された「ボランティア活動等促進事業」を通じて、コーディネーター4名を採用している。コーディネーターは、社会福祉法人 三重県社会福祉協議会が主催する研修を受けた後、名張市社協が運営するボランティアセンターのサテライト（福祉まちづくりセンター）に配置され、ボランティア活動に関わる仕事を担当している。

1 第3次名張市地域福祉計画

まず名張市の地域福祉計画を取り上げる。この計画は、名張市の地域福祉全般に関わるものであり、高齢者が地域福祉の担い手として位置付けられているからである。

第3次地域福祉計画によると、地域福祉計画は、同市の保健福祉施策の基本となる指針を総合的に定めるものであり、健康づくり、高齢者、児童、障害者、低所得者など、様々な分野の施策や計画の基本的な指針としての役割を持つ。第3次の計画では、第1次計画と第2次計画において整備された福祉基盤とネットワークを有効に利用し、地域づくり組織をはじめとする多様な主体とのより一体的な協働を進めることで、住み慣れた地域において、互いに支え、支えられながら生活課題の解決に向けた取組を実践し、更なる地域福祉の推進、拡充に取り組むこととされた。

その計画の中では、地域福祉推進のための重点目標として、①地域福祉における地域包括ケアシステムの構築、②生涯現役で活躍できる環境整備、③生活困窮者の自立に向けた支援体制の整備、④名張版ネウボラ¹⁵の構築、⑤地域支えあいのさらなる充実が設定されている。この中で、高齢者がサービスの提供者となりうるのは、②と⑤である。以下では、それぞれについて取り上げる。

(1) 生涯現役で活躍できる環境整備

名張市においては、団塊の世代が引退過程に入ったため、その人達が活躍できる環境の整備が喫緊の課題となっている。その一方で、高齢化や少子化、核家族化が進み、子育てや高齢者に対する生活支援、介護などの支援体制を整備する必要性が高まっている。このような状況から、名張市役所は、経験豊富な高齢者に地域の担い手として活躍してもらうため、生涯現役社会の構築を重点目標として掲げたのである。

そのためには、退職した高齢者と地域活動を結びつける必要がある。そこで名張市社協の機能やネットワークの活用が有効であることから、高齢者に有償ボランティアとして活躍してもらうことを考えた。それがボランティア活動等推進事業である。この事業では、福祉人材の育成と各種連絡会・交流会の開催の2つの事業が行われた。

ア. ボランティア活動等推進事業

ボランティア活動等推進事業では、福祉人材の育成と各種連絡会・交流会の開催の2つの事業が行われた。

福祉人材の育成では、①生活支援員養成研修、②傾聴¹⁶に関する研修会、③出前講座が行われた。生活支援員養成研修は、「日常生活自立支援事業¹⁷」における「生活支援員」を養成

¹⁵ ネウボラとは、フィンランドの地方公共団体が設置する母子支援地域拠点の事である。

¹⁶ 傾聴とは、「人との関わりで大切なコミュニケーション技法」の1つである。

¹⁷ この事業は、社会福祉法人 三重県社会福祉協議会からの委託事業である。自分ひとりでは契約等の判断をすることが不安な人やお金の管理で困っている人を対象とするものである。認知症や知的障害、精神障害などの

するものである。生活支援員は、認知症や障害等により判断能力が不十分な市民に権利を擁護し、住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、生活の場を訪問し、見守り支援を行う。傾聴に関する研修会では、現在活動しているボランティアや新規に登録したボランティアを対象に、活動の活性化を図り、新たな担い手の発掘につなげるものである。出前講座では、レクリエーションや福祉体験、ボランティア活動など、身近な話題や生活支援等の話題などの相談に応じる。

各種連絡会・交流会の開催では、目的や分野を同じくする活動者同士が集まる連絡会議等を開催し、意見交換や話題の共有、解決に向けた話し合いなど、活動の活性化を図っている。連絡会には、地域差支えあい活動連絡会、ボランティアアドバイザー連絡会、配食ボランティアグループ連絡会¹⁸、福祉協力連絡会、ふれあい・いきいきサロン交流会¹⁹、各施設ボランティア担当職員交流会がある。

イ. ボランティアセンター

名張市社協では、ボランティアセンターを設置している。このセンターは、ボランティア活動をしたい人とボランティアの力を活用したい人の相談窓口、ボランティア活動の支援、ボランティア活動の情報提供など、様々な事業を通じて、地域福祉に関する活動への住民等の参加を促進する機関である。2016年度現在、173団体と個人がボランティアとして登録している。

ボランティアセンターには、平日の午前8時半から夕方17時15分までの開館という時間的制約がある。そこで名張市社協は、同センターのサテライトとして、イオン名張店内に福祉まちづくりセンターを設置した。ここに、コーディネーター4名を配置し、常時2名が対応できるようシフトが組まれている。

福祉まちづくりセンターの主な事業は、ボランティアの相談・活動支援、広報啓発、交流活動、人材育成事業、生活支援拠点事業である。同センターには、ボランティアに関する相談・受付以外に、フリー&展示スペース、会議室、学習室、作業スペース、ボランティア活動スペース等がある。特にボランティア活動スペースでは、講演会、おもちゃばこ（子どもが遊ぶイベント）、キッズダンス、脳の健康教室、スクエアステップ教室（高齢者の介護予防のための教室）等が開催される。

この福祉まちづくりセンターの設置により、イオン名張店の定休日（木曜日）と年末年始（12月29日～1月3日）以外は、午前9時から午後8時まで開館できるようになったほか、

ために日常生活に不安がある人が対象となり、契約に基づいてサービスが提供される。

¹⁸ 配食ボランティア活動は、地域で孤立、孤独を防ぐために見守りが必要な高齢者や障害者等を対象に、自宅に定期的に手作りの食事を届けることにより、地域内の見守りと住民同士のふれあいを深めるボランティア活動である。2016年度は、9地域10グループが登録をしている。

¹⁹ ふれあい・いきいきサロンは、地域で孤立、孤独を防ぐため高齢者や子育て中の親子、障害者等を対象に、身近な地域で定期的に集うことのできる居場所をつくり、地域内の見守りと住民同士の交流を深めるボランティア活動である。2016年度は、14地域84サロンが登録している。

土日の開館が可能になった。この結果、より多くの市民が利用することができるようになり、個人ボランティア登録者の数は増加したという。

図表5-6-1によると、2012年までボランティアの人数は増加傾向を示している。またボランティアの年齢層を見ると、60歳以上の比率が上昇傾向を示している。つまり登録ボランティアの多くは高齢者である。

図表5-6-1 年代別登録ボランティア数の推移

年齢	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
91～100	7	11	11	16	15	25
81～90	167	148	140	100	170	240
71～80	359	367	396	494	526	583
61～70	521	480	529	779	824	690
51～60	308	236	212	276	260	217
41～50	99	94	67	92	84	80
31～40	53	52	54	85	74	77
21～30	43	55	39	62	62	61
11～20	57	36	32	31	28	53
0～10	18	24	17	17	15	20
小計	1,632	1,503	1,497	1,952	2,058	2,046
60歳以上	64.58%	66.93%	71.88%	71.16%	74.59%	75.17%

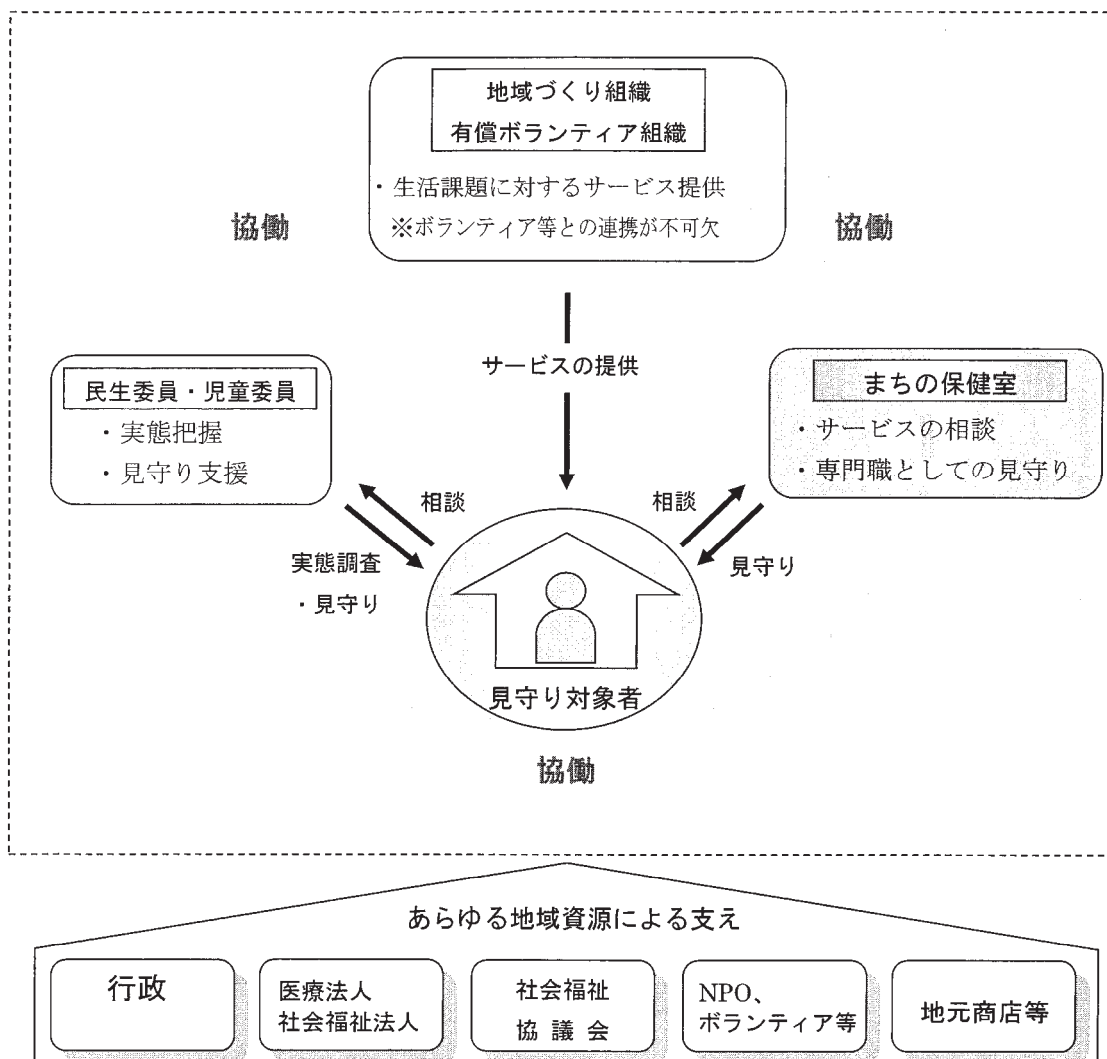
出所：社会福祉法人 名張市社会福祉協議会(2015)『第3次名張市地域福祉活動計画』p.13より。

(2) 地域ささえあいのさらなる充実

地域ささえあい事業は、第2次地域福祉計画において、重点事業として取り組まれてきた。この事業は、図表5-6-2の通り、行政や医療法人、社会福祉法人、社会福祉協議会のサポートを受けながら、地域づくり組織や有償ボランティア組織等が、見守り対象者を見守ったり、相談に乗ったりすることを通じて、支えあう仕組みである。

この事業を行うにあたり、図表5-3-2の6地域（地域づくり組織：名張地区、比奈知地区、すずらん台地区、百合が丘地区、つつじが丘・春日丘地区、桔梗が丘地区）において、有償ボランティアが組織され、見守り支援、サロン事業、買物、ゴミ出し等の生活支援サービスや移動支援サービスが実施された。生活支援サービスについては、名張地区まちづくり推進協議会、移動支援サービスについては、すずらん台町づくり協議会を具体例として取り上げる。

図表5-6-2 地域ささえあいのイメージ図



出所:名張市(2015)『第3次名張市地域福祉計画』p.51より。

ア. 名張地区まちづくり推進協議会

同推進協議会は、高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるよう、生活上の困りことを支えあうために、生活支援サービスを行っている。このサービスは2012年4月から提供されており、地域住民が有償ボランティアとして従事する。そのサービスを提供する団体は「隠おたがいさん」である。

生活支援サービスは、「公的サービスの隙間を埋める支援」である。具体的には、①衣類・布団の模様替え（季節替え）、②家具移動、模様替え、③部屋の掃除、網戸・窓拭き等、④布団の天日干し・取り入れ、⑤クリーニング店への搬出入、⑥犬の散歩、⑦調理、⑧買物同行・病院への付添（公共交通機関）、⑨買い物・通院サービス（徒歩）、⑩電球・電池・蛍光灯球の交換、⑪蛍光灯器具の組立・取付、⑫簡単な繕い・ボタン付け等、⑬見守り・話し相手・朗読、⑭代筆の援助、⑮小規模なセメント修理作業、⑯ペンキ塗り軽作業、⑰簡単な大工工事・水回りの修理等、⑱網戸の張替え、⑲パソコン作業、⑳溝掃除、㉑除草作業・庭木の剪

定等、②花・植木の水やり作業、③その他（要相談）である。資料を見る限り、このサービスの内容は、上記の6つの組織の中で名張地区まちづくり推進協議会が最も多い。

利用料は1時間1人派遣の場合500円である²⁰。2016年3月31日の段階で、「隠おたがいさん」の利用会員は54人、協力会員は66人、賛助会員は64（個人・組織）である。年会費は500円、賛助会費は1口1,000円である。2015年度の依頼は109件で、派遣時間数は125.5時間であった。

イ. すずらん台町づくり協議会

すずらん台町づくり協議会は、2008年から移動支援サービスと生活支援サービスを提供している。そのサービスを提供する団体は、「すずらん台ライフサポートクラブ」である。同事業の目的は、高齢者、障害者が住み慣れた地域で生活をしていくうえでのコミュニティバス（10人乗りのワンボックスカー、車椅子対応）運行による移動支援と日常生活支援の多面的な支援を行い、地域福祉の推進を図ることにある。「すずらん台ライフサポートクラブ」は、移動支援サービスと生活支援サービスを提供しているが、後者については、「隠おたがいさん」（名張地区まちづくり推進協議会）で取り上げたため、ここでは移動支援サービスについて説明を行う。

移動支援サービスでは、3つのコースでコミュニティバスを運行している。1つは、ナッキー号接続コース（整形外科、郵便局、各種店舗）、買物・鉄道コース（スーパーと駅）、通院コース（病院）である。移動支援サービスを受けるには、10枚綴りの利用券（1,000円）が必要になる。利用券の消費枚数は行先までの距離で決まっている（最大4枚）。

2016年3月31日の段階で、利用会員は162人、協力会員は61人、賛助会員は8（個人・団体）である。年会費は1人1,500円である。夫婦の場合は2,000円、団体の場合は5,000円である。賛助会費は1口1,000円であり、個人の場合は1口から、団体の場合は5口から受け付けられる。

移動支援サービスの実績（2013年度）は、延利用者は1,817人、運転者活動時間は892時間であった。利用頻度は11.2回（利用者1,817人/利用会員162人）であり、全利用会員が毎月1回利用していると言える。

2 課題

名張市社協では、名張市から生活困窮者自立支援事業の委託を受けている。この事業は、生活に困窮する人（生活困窮者²¹）が困窮状態から早期に脱却することを目的に、本人の状態にあった包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支

²⁰ なお利用者宅で作業を行う場合は、ボランティア2人を派遣し、依頼者立会いを原則としている。

²¹ 生活困窮者自立支援法によると、生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義されている。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-02.pdf.

援等の体制を築くものである。この事業には、①自立相談支援事業²²（被保護者就労支援事業）、②家計相談支援事業²³、③就労準備支援事業²⁴（被保護者就労準備支援事業）がある。こうした事業に取り組む中で、下記のように、生活困窮者が自立するためには、個々人の状態に応じた就労をどのように確保するかという問題があり、それへの対応が求められている。

「やはり、これから高齢化が進む中で、高齢者がずっと社会参加する1つの形として『就労』は重要だと思うのです。・・・(中略)・・・最近、総合相談窓口にこられる方に高齢者の生計維持に関することや生活保護に関する相談等が増えています。こうした時、ちょっとした収入というのでしょうか、現役時代のような収入というよりは、自分の働ける範囲で稼げる収入、アルバイトのような収入を得ることで、もう少し自立し、社会参加できる世帯が、随分増えるのではないかと思います。」

第7節 まとめ

名張市の取組をまとめよう。同市の取組の特徴は、就労のみならず、生活支援、見守りを含めた包括的な高齢者対策を実現すると同時に、高齢者が活躍する機会を提供していることにある。それを実現するポイントとして、下記の3点が指摘できる。

第1に、地域住民（組織）との協働である。名張市は、平成の合併の際に、住民投票を行った結果、近隣の地方公共団体との合併が否決された。そのため同市は、限られた人員と予算で、高齢化対策を含め、様々な行政課題に取り組まざるを得なくなった。そこで名張市は、地域住民との協働に活路を見出した。名張市役所は、15地域の住民を組織化し、そこの連携を深め、地域組織に予算と権限を委譲することで、それぞれの地域において、住民を中心に当該地域に住む高齢者へのサービスを提供する仕組みを構築した。その1つの具体例が、名張市社協が進める有償ボランティア（その主体は高齢者）である。名張市社協は、有償ボランティアという形で、高齢者が活躍する機会を提供している。

第2に、地域人づくり事業と名張市シルバー人材センターによる就業促進である。名張市では、複数の部署において、地域人づくり事業を通じて、人材育成を行い、20人を越える新たな雇用を生み出している。同事業の目的は、地域雇用を増やすことにあるから、高齢者雇用に限れば、その目的を達成することができたといえる。なかでも大きな成果を生み出したのは、高齢者地域就業促進事業である。この事業を通じて、最終的に44人の雇用が生み出された。また同事業の委託を受けた名張市シルバー人材センターでは、入会説明会の開催を通じて会員を増やすとともに、名張市役所の広報誌の配布事業の委託を受けるなど、70歳以上の高齢者の就業機会の拡大に取り組んでいる。

²² 自立相談支援事業とは、一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援計画を作成し、訪問支援を含め、生活保護に至る前の段階から想起的な支援を行う事業である。

²³ 家計相談支援事業とは、失業や多重債務あるいは事故等により、現に生活困窮状態にある人や、生活困窮状態に陥るおそれのある人からの相談に応じる事業である。

²⁴ 就労準備支援事業とは、基礎的な生活能力、コミュニケーション能力、社会適応能力等の問題により、ただちに雇用による就業が著しく困難な人に対して、一般就労の準備として、基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業である。

第3に、コーディネーターの有効性である。地域人づくり事業では、名張市シルバー人材センターと名張市社協において、コーディネーターが雇用され、それぞれの事業で活躍をしている。同シルバー人材センターでは、小林氏が新規加入会員の獲得と会員の就業先の開拓に貢献し、成果を出している。名張市社協の福祉まちづくりセンターでは、4名のコーディネーターを配置し、常時2名のスタッフが対応することで、ボランティア活動を支えている。登録ボランティアの人数が増えた背景には、コーディネーターの貢献があったと考えられる。

以上のように、名張市においては、高齢化率の急激な上昇に対して、市と地域住民（組織）が協働することで、就労や生活支援、見守りを含めた包括的な高齢者のケアを実現している。就業という形では、名張市シルバー人材センターが、有償ボランティアという形では、名張市社協が、名張市から事業の委託を受ける形で、高齢者に活躍する機会を提供している。こうした仕組みは、高齢化の進展という課題を抱える多くの地方公共団体にとって、大いに参考になると思われる。

参考文献

公益社団法人 名張市シルバー人材センター（2016）『平成28年度定時総会議案書』。
 『事業概要』。

厚生労働省 HP 『地域人づくり事業の概要』

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000045611.pdf>)。

『生活困窮者自立支援法』

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-02.pdf)。

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会（2015）『第3次名張市地域福活動計画』

(<http://nabarishakyo.jp/chiiki/katudoukeikaku/index.html>)

総務省 HP（2010）『「平成の合併」について（概要）』及び『「平成の合併」について』

(<http://www.gappei-archive.soumu.go.jp/heiseinogappei.pdf>)。

『合併特例債等の考え方』

(<http://www.gappei-archive.soumu.go.jp/db/02ao/2-17oi/state/tokurei.pdf>)。

『市町村合併に係る地方財政措置について』

(http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/gapei_100607_2.pdf)。

名張（2004）『総合計画2004～2015 理想郷プラン』

(<http://www.city.nabari.lg.jp/ct/other000001500/089000750-sougoukeikaku-gaiyoubann-1.pdf>)。

（2015）『第3次名張市地域福祉計画』

(<http://www.city.nabari.lg.jp/s074/090/090/20150522150001.html>)。

_____ 『名張市自治基本条例』

([http://www.city.nabari.lg.jp/reiki/nabari_manu/417901010013000000MH/417901010013000000MH.html](http://www.city.nabari.lg.jp/reiki/nabari_manu/417901010013000000MH/417901010013000000MH/417901010013000000MH.html)).

_____ 『名張市地域づくり組織条例』

([http://www.city.nabari.lg.jp/reiki/nabari_manu/421901010003000000MH/421901010003000000MH_j.html](http://www.city.nabari.lg.jp/reiki/nabari_manu/421901010003000000MH/421901010003000000MH/421901010003000000MH_j.html)).

_____ (2016) 『名張市統計資料編 (2016年版)』.

名張市地域部 (2015) 『名張市ゆめづくり地域予算制度 (平成27年度版)』

(<http://www.city.nabari.lg.jp/s012/070/060/250/H27yosanseido.pdf>).

名張市役所配布資料.